

## さとふる、「令和4年9月台風・豪雨被害 緊急支援寄付サイト」で 新たに静岡県島田市・宮崎県新富町の寄付受け付けを開始 ～9月29日時点で26自治体を掲載～

このたびの令和4年9月に発生した台風および豪雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さとふるさと納税ポータルサイト「さとふる」(<https://www.satofull.jp/>)を運営する株式会社さとふる(本社：東京都中央区、代表取締役社長：藤井 宏明)は、2022年9月20日に開設した「令和4年9月台風・豪雨被害 緊急支援寄付サイト」([https://www.satofull.jp/static/oenifu/202209\\_typhoon.php](https://www.satofull.jp/static/oenifu/202209_typhoon.php))にて、9月29日より、静岡県島田市・宮崎県新富町の寄付受け付けを開始します。これにより本サイトで扱う自治体数は26自治体となりました。各自治体に集まっている寄付総額などの最新情報は、「令和4年9月台風・豪雨被害 緊急支援寄付サイト」に記載しています。

本サイトでは、さとふるさと納税制度を活用して掲載自治体に1,000円から1円単位で指定した金額を寄付することが可能です。また本支援に関し、自治体から株式会社さとふるへの支出が発生することはなく、寄付決済手数料を株式会社さとふるが負担するため、寄付者の善意をそのまま自治体へお届けします。

静岡県島田市では、台風15号の影響で家屋の浸水被害があったほか、道路が崩落し約700世帯が一時孤立状態となりました。また、宮崎県新富町では、台風14号発生の際に5段階の警戒レベルのうち最も高いレベル5にあたる「緊急安全確保」が発令され、町内を流れる川が氾濫し、家屋の浸水や倒木、農地の冠水による農業被害などが発生しました。多くの方々から被災地の復旧・復興を支援いただけるよう、「令和4年9月台風・豪雨被害 緊急支援寄付サイト」にて寄付受け付けを開始します。

株式会社さとふるは、今後も全国の被災自治体を支援する取り組みを通して、「被災地を応援したい」と願うすべての人と共に被災地支援に貢献していきます。

### ■イメージ



## ■「令和4年9月台風・豪雨被害 緊急支援寄付サイト」掲載自治体

都道府県名	自治体名
静岡県	静岡市、島田市*、磐田市、掛川市、袋井市、川根本町、森町
宮崎県	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、小林市、日向市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、新富町*、西米良村、諸塚村、美郷町、高千穂町、五ヶ瀬町
鹿児島県	霧島市、南大隅町

\*2022年9月29日に追加掲載した自治体

※ 2022年9月29日午後3時時点

※ 被害の状況と自治体からの要請により今後掲載自治体が追加となる可能性があります。また、対象自治体からの寄付金受領証明書送付が遅れる可能性があります。あらかじめご了承ください。

## ■被災時の様子



静岡県島田市



宮崎県新富町

## ■株式会社さとふるについて

株式会社さとふるは、ふるさと納税（自治体への寄付）を通して地域活性化を推進しています。「ふるさとの元気を“フル”にする、ふるさとの魅力が“フル”に集まる ふるさと応援、ふるさと納税ポータルサイト」をコンセプトに、寄付者向けに「さとふる」で寄付先の自治体やお礼品の選定、寄付の申し込み、寄付金の支払いなどができるサービスを提供しています。自治体向けには寄付の募集や申し込み受け付け、寄付金の収納、お礼品の在庫管理や配送など、ふるさと納税の運営に必要な業務を一括代行するサービスを提供しています。また、ふるさと納税を活用した地域活性化の取り組みを掲載する、地域情報サイト「ふるさとこづち」(<https://www.satofull.jp/koduchi/>)を運営しています。

以上

- この報道発表資料に記載されている会社名および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。
- この報道発表資料に記載されている内容、製品、仕様、問い合わせ先およびその他の情報は、発表日時点のものです。これらの情報は予告なしに変更される場合があります。

### 【本件に関する問い合わせ先】

報道機関から…株式会社さとふる 経営戦略室 広報担当 大場・井田・坂平

Tel：03-6262-6148 FAX：03-6262-6146 E-mail：[pr@satofull.co.jp](mailto:pr@satofull.co.jp)

お客さまから…さとふるサポートセンター E-mail：[ask@satofull.co.jp](mailto:ask@satofull.co.jp)

Tel：0570-048-325 受付時間：午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）